

○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）

（傍線の部分は改正部分）

（附則第二十条第三号関係）

改正案	現行
<p>（相談指導等） 第四十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 精神保健福祉センター及び保健所は、精神障害者の福祉に関する相談及び指導を行うに当たっては、福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。）その他の関係行政機関との連携を図るよう努めなければならない。</p> <p>4（略）</p> <p>（精神障害者地域生活援助事業） 第五十条の三（略）</p> <p>2 市町村、社会福祉法人その他の者は、精神障害者の社会復帰の促進及び自立の促進を図るため、社会福祉法の定めるところにより、精神障害者地域生活援助事業を行うことができる。</p>	<p>（相談指導等） 第四十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 精神保健福祉センター及び保健所は、精神障害者の福祉に関する相談及び指導を行うに当たっては、福祉事務所（社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。）その他の関係行政機関との連携を図るよう努めなければならない。</p> <p>4（略）</p> <p>（精神障害者地域生活援助事業） 第五十条の三（略）</p> <p>2 市町村、社会福祉法人その他の者は、精神障害者の社会復帰の促進及び自立の促進を図るため、社会福祉事業法の定めるところにより、精神障害者地域生活援助事業を行うことができる。</p>